**「利用者識別番号」の事前取得のお願い**

国税庁より　令和７年１月から「税務署への提出物の控えに収受印を廃止」の発表があり、各種対応が必要となりました。

商工会では、今後の対応として

**電子申告のe-tax送信による申告、申請をお勧めします。**

e-tax送信には、「利用者識別番号」が必要となります。

この「利用者識別番号」の取得を税務署のご協力を頂き、

商工会でお手伝いしたいと思います。

つきましては、下記日程で相談会を開催いたします。

所要時間は10～15分程度です。**お電話にてご予約の上**ご参加ください。

**「利用者識別番号」取得相談会の開催**

１．相談日時

**令和７年７月３日(木)・４日(金)の２日間**

**午前10時より午後４時　（正午～１時は除く）**

**ご希望の時間を電話にてご予約して下さい。**

2.　場所　　甲州市商工会館

3.　持参して頂きたい物

● マイナンバーカード ※暗証番号等をご自身が分かるように！

　　　　　　　<マイナンバーカードがない方>

　　　　　　　・　通知カードなど**マイナンバー**が分かるもの

● 身分証明書（住所、氏名、生年月日のわかるもの）

● 確定申告書の控、または税務署からのハガキなど、

税務署の整理番号が分かるもの

　　　　 ● スマホ

●収受印というのは、税務署がその申告書等の受領を行った際に、押す印のことで、

**注意**

主にその申告書等が税務署に提出された日を証明する意味がありました。

●収受印が押されている申告書は税務署へ提出した事実を証明するものである

　ため、融資や助成金、補助金などの申請に必要になります。

●令和7年１月以降、申告書等の控えには、収受印が押されなくなりました。

●確定申告書（控）を証明書類として活用しない場合は、従来通りの紙ﾍﾞｰｽ申告形態に　なります。

**お問い合わせ　（甲州市商工会）**

**☏　 0553-33-2236**